第三千九百三十四号

平成一

||級建築士の免許の取消し...... 林業用種苗生産事業者の登録...... 大規模小売店舗の変更の届出. 止の届出...... 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 地域の少子化の課題に関する調査の実施.... 公 告 目 告 示 次 (商工政策課) ... **林** (障害福祉課) ... みこ (建築住宅課) ... いらど 課() … 政 課)::

選挙管理委員会

建設業者の許可の取消し.....

県上

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の その総数

誤

正

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事

務

局 ::

L

平成二十六年十二月二日号外第八十六号選挙管理委員会中 事委選 局会理

:

青森県告示第八百四十八号

(平成二十一年三月青森県条例第十二号) 第三条の規定により告示する。 平成二十六年十二月十五日

地域の少子化の課題に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例

青森県知事 Ξ 村 申 吾

調査の目的

ことを目的とする。 れぞれの地域課題に対応した有効な少子化対策を講じていくための基礎資料を得る 県民の結婚や子育てに関する意識やニーズ等を把握し、地域の特性に応じて、そ

二 調査対象の範囲 県内在住の十六歳未満の子どもの保護者、二十歳から三十九歳までの者、五十歳

報告を求める事項及びその基準となる期日

から六十九歳までの者

Ξ

1

報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

世帯の状況

結婚や子育てに関する意識

結婚や子育てに関する行政への展望

報告を求める基準となる期日は、平成二十六年十二月十五日とする。

兀

報告を求める者

住民基本台帳等から無作為抽出した十六歳未満の子どもの保護者、二十歳から三

五 報告を求めるために用いる方法

十九歳までの者、五十歳から六十九歳までの者二千名とする。

調査票の送付、記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年一月十日までとする。

示

青森県告示第八百四十九号

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 定により公示する。 百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

人社 拓会福 会法	名	事指定障害
二 工 工 の 三 懸 種 二 の 三 懸 に た の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	所 在 地	業
支就 援労 B継 型続	種 類 b	ナ障 害 ご福 ス祉
れタワ ー のク れセ	名	行障害福
そン	称) ・ ・ サ
一水五 九野所	所	事し
の尾川 一字原 懸市	在	業事業
植大 二字	地	所を
三平 一成 三	月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年十二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役

伊藤眞

 \equiv 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 楡金洋二 の三 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八丸高衣料株式会社	代表取締役 上田稔夫 東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目六〇 株式会社ファイブフォックス	代表取締役 三浦了上北郡おいらせ町上明堂一〇五の有限会社みますや	代表取締役・北村正志高知県高知市本町四丁目一の一六株式会社キタムラ	代表取締役 小泉輝美一四九 上北郡おいらせ町神明前一四三の株式会社パセリー菜	代表取締役 矢野博丈四の一四の一四に島県東広島市西条吉行東一丁目株式会社大創産業	代表取締役(金入忠清)ハ戸市卸センター二丁目四の一二株式会社金入	代表取締役を南山学三六の五年京都中央区日本橋蠣殻町一丁目株式会社メガスポーツ	代表取締役 梅本和典の一年 年業県千葉市美浜区中瀬一丁目五イオンリテール株式会社	变更前
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	代表取締役を入健雄ハ戸市卸センター二丁目四の一二株式会社金入	変更無し	変更無し	变更後
						崇平 一·成 三			年変 月 日更

代表取締役 北向勝志と北郡おいらせ町上谷地二四の一上北郡おいらせ町上谷地二四の一	代表取締役 大竹正美十和田市東一番町七の二八株式会社大竹菓子舗	代表取締役(丸山雅史)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表取締役(盛田明八戸市大字三日町一四の一株式会社モリタ	代表取締役 松井博史 四の一〇 翌知県名古屋市千種区今池三丁目 乗式会社ジーフット	代表取締役 馬場昭典 五東京都中央区日本橋三丁目一〇の株式会社オンワード樫山	代表取締役 山田幸雄町二の一町二の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の一味の	代表取締役(橋本博文)八戸市卸センター一丁目九の一株式会社橋文	代表取締役(佐々木博一八戸市下長二丁目一七の一九株式会社八戸墓苑	代表取締役 小山田敬十和田市大字相坂字小林一三〇の株式会社エクセルワールド	代表取締役 山田太郎の五 愛知県名古屋市西区城西一丁目三株式会社ヤマダヤ
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	代表取締役 神谷和秀四の一〇四の一〇十種区令池三丁目愛知県名古屋市千種区今池三丁目株式会社ジーフット	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し
				三 个三					_	

代表取締役 小野寺幸二 小戸市小中野五丁目一の二五有限会社水晶堂	代表取締役 戸川康雄 ハ戸市内丸一丁目二の七株式会社グルーヴィン	代表取締役 松橋長英ハ戸市大字十三日町二六の二株式会社玉屋眼鏡店	代表取締役 木村雅行上北郡おいらせ町上明堂九三の二株式会社市川屋	代表取締役(木内守東京都板橋区板橋三丁目九の七株式会社タカキュー)	代表取締役 吉竹英典の一 東京都中央区日本橋浜町一丁目二株式会社コックス	代表取締役と岩佐行弘とは、一〇の一との一のの一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、一〇の一とは、	代表取締役 田中勉上北郡おいらせ町阿光坊一〇五の有限会社ビルメン田中	代表取締役 北上孝穂十和田市東二十四番町一八の六有限会社北上青果	代表取締役 下道元次郎 へ	代表取締役 木村公保 弘前市大字百石町九 本村公会
代表取締役(小野寺太朗)八戸市小中野五丁目一の二五株式会社水晶堂	代表取締役(戸川康雄八戸市内丸一丁目二の一七株式会社グルーヴィン		変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	代表取締役(下道康夫六の一大)の一大字犬落瀬字前谷地へ)の一大字犬落瀬字前谷地へ	変更無し
三 六 一	一七・三・九	≓· 一· ≞							 : : : : : : : : :	

代表取締役の白川篤典九〇一カリーを対している。 おりません はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい	代表取締役 西川信一東京都目黒区中目黒一丁目八の一株式会社ワールドリビングスタイ	代表取締役 寺井秀藏目八の一年にの一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の	代表取締役 田泰夫 八葉県香取郡小見川町小見川七九株式会社ハピネス・アンド・デイ	代表取締役 岡藤一朗 一東京都渋谷区代々木一丁目一一の 株式会社三鈴	代表取締役 嶺脇育夫四 東京都渋谷区神南一丁目二二の一タワーレコード株式会社	代表取締役・遠藤洋一 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七株式会社ポイント	代表取締役(栗城幸)福島県須賀川市南町一三〇株式会社ブービー プランニング	代表取締役・小田保則愛知県稲沢市天池五反田町一株式会社パレモ	代表取締役(月舘雄司)八戸市湊町本町四三有限会社ツキウ時計店	代表取締役(安東恵美子香川県高松市松縄町一〇〇四の一株式会社夢や
変更無し	変更無し	変更無し	代表取締役 田泰夫 東京都中央区銀座一丁目一六の一株式会社ハピネス・アンド・デイ	変更無し	変更無し	代表取締役・遠藤洋一東京都千代田区丸の内一丁目九の株式会社ポイント	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し
			= 二・六			芸・				

代表取締役 青木信博福島県郡山市八山田五丁目四〇五株式会社青木商店	代表取締役(大村禎史兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一株式会社西松屋チェーン	代表取締役 井元憲生ニの一七 中東県神戸市中央区坂口通七丁目兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 株式会社バリュープランニング	代表取締役・小野澤成四エース柳橋二〇一号東京都台東区柳橋一丁目二の一一株式会社カーム	代表取締役 尾田信夫 ハ東京都世田谷区代田二丁目三一の株式会社キャメル珈琲	代表取締役 向井正太郎 五の一 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 株式会社ムカイ	代表取締役 江見いづみ 岡山県岡山市高柳西町二五の五株式会社アフリカタロウ	代表取締役(栗原裕)、八東京都杉並区成田東四丁目三九の株式会社アイウォーク	代表取締役 濱田一康五丁目 お道札幌市中央区南二条西二十株式会社アルファベットパステル	代表取締役・小林敬一東京都中野区中央五丁目七の一株式会社八ウディ	代表取締役 横内達治 一
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し		変更無し	変更無し	変更無し	変更無し
						芸・ ÷ 六				

代表取締役・小野行由四の一兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目ナル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表取締役(前川浩司東京都千代田区神田錦町一丁目一社)	代表取締役・木村治・大田区丸の内三丁目四の東京都千代田区丸の内三丁目四の株式会社トリニティアーツ	代表取締役の石川康晴岡山県岡山市北区幸町二の八株式会社クロスカンパニー	代表取締役(五十嵐昭順福井県越前市矢放町一三の八の九株式会社アイジーエー	代表取締役(武山守)の三一の三人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人	代表取締役を藤本亮吉尾ビル三階静岡県静岡市葵区伝馬町三の一深株式会社中央コンタクト	代表取締役 佐藤義昭	代表取締役 月舘雄司 八戸市湊町本町四三 有限会社ツッキーフードサービス	代表取締役(足立良資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表取締役 加賀純一東京都中央区銀座一丁目七の七株式会社三城
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し		変更無し
									芸・ 小 七	

五 平成二十六年十一月二十五日 兀

届出年月日

届出書の縦覧 場 所

期間 青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年四月十五日まで 午前八時三十分から午後五時十五分まで

3

	代表取締役 田中仁	
≓ ====================================	市エ	
三 三 三	代表取締役 家高利康一六 東京都渋谷区神宮前二丁目三一の株式会社ANAP	
· ·	代表取締役(佐瀬守男)、東京都中央区新富一丁目九の六株式会社ホットランド	代表取締役 佐瀬守男 一六 一六 一大街道北一丁目一の宮城県石巻市大街道北一丁目一の株式会社ホットランド
	変更無し	代表取締役 冨田健介 階 三丁目六の三MMパークビルー二神奈川県横浜市西区みなとみらい株式会社長寿乃里
	変更無し	代表取締役 高橋芳枝東京都港区南麻布二丁目七の一株式会社ディーエイチシー
	変更無し	代表取締役 安原弘展 たいまで おおでは おおり おり できる
	変更無し	代表取締役 小畑賢の三 が田県大館市清水四丁目七一の一有限会社シーガルディレクション

六

ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

平成二十七年四月十五日 提出期限

提出先

2

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録

තූ り林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告す 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十条第三項の規定により、次のとお

青

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

<u></u>	番号	登 録
崇平 ≐成 ≕	年	登
≡рк	月	
		録
洋老 久 保	は氏 名名 称又	生産
久貝戸三 保守町戸 七字大郡 三老字三	住所	事 業 者
25	種	
	1=	生産
	穂	事業
成の幼 育苗	苗	未の内
育木の以幼 成の苗外苗	木	容容
老久保洋	名	事
洋	称	
大三 字戸	所	業
貝郡 守三	在	
町	地	所

二級建築士の免許の取消し

一級建築士の免許を取り消したので、 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一項の規定により、 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十六年十二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏名

伊東良一

= 登録番号

第二三七三号

取消年月日

Ξ

兀 取消しの理由

平成二十六年十二月五日

が、 建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

平成二十六年十月二十六日に死亡したことが、届出により確認された。このこと

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社戸来塗装

=代表者の氏名

Ξ 主たる営業所の所在地 十和田市東十二番町一八の二九の九

許可番号 青森県知事許可 (般 二四) 第五〇〇五〇一号

兀

取消年月日 平成二十六年十一月二十六日

六 五 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、 平成二十六年八月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

得た数、 る法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第二項において準用する場合を含 四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項 (地方教育行政の組織及び運営に関す 第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第 超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して び三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を 数とを合算して得た数) を、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条 を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た 平成二十六年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及) の規定により次のとおり告示する その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一

平成二十六年十二月十五日

青

青絑県選挙管理委員会委員長 柿 光 顯

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

|| 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 その総数が八十万 二、六三人

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 四、三三人

> を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 東津軽郡選挙区 に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三六

西津軽郡選挙区 三戸郡選挙区 上北郡選挙区 北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区 二〇、五六八 丷 ţ 五 、六七四 九九六 九四九 四〇

弘前市選挙区 青森市選挙区 八二二三 、二七 人

黒石市選挙区 八戸市選挙区 六五、 九 八四三 五八

むつ市選挙区 三沢市選挙区 五所川原市選挙区 十和田市選挙区 -t 九 九七六 00六 六八七 八六四

平川市選挙区 つがる市選挙区 _ = = 九五六

誤

正

発行年月日

号外第八六号平成三十二十二

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

社 | 定価小口一枚二付十五円四十四銭号 | 毎週月・水・金曜日発行

区分
番号
ページ
段
行
誤
正

選挙管理委員会事務局